

# 愛媛型農林漁家民宿認定要綱の主な改正内容

H29.1.20改正

## ○改正の背景

農林漁家民宿は「簡易宿所」に分類され、H15の国の規制緩和で、農林漁業者のみが客室面積33㎡未満での開業が認められ、居宅において営んできた。

今回の旅館業法の改正で、「簡易宿所」営業の施設の構造設備基準が収容定員10人未満の場合には、3.3㎡×収容定員の数を乗じた面積となった。また、農林漁家体験民宿業を居宅で営む場合、農林漁業者以外（個人に限る）も可能となった。

また、「居宅」と明文化されたことで、従来の施設の考え方を整理する必要が出て来たことから以下の部分を改正する。

## 第2条 定義

- ・農林漁業者以外（個人に限る）を追加。
- ・別記「愛媛型農林漁家民宿認定基準」  
「3 経営主体」について、「農林漁家民宿の概念を十分理解し、都市と農山漁村との交流や理解を深める目的に沿った営業活動を行うと認められた者とする」と認定条件を明確化。  
「農林漁家以外の者（個人に限る）は、地域内の農林漁家と連携して、役務の提供を行う」ことも要件とした。
- ・「5 経営形態」について、「居宅の一部を客室等に活用」することを明文化。
- ・「6 役務の提供」について、提供にあたっての要件を追加
- ・「7 施設の形態」について、法令上「居宅」で行う事が明文化されたため、従来の施設の考え方を整理

## 第4条 認定等

- ・農林漁家以外の者から申請書の提出があった場合について、地域内の連携者等の確認と必要に応じた審査の実施を追加

## 【別紙様式】

### 別紙様式1

- ・4 農林漁業の別：農林漁家以外（地域内の農林漁家連携者の氏名、住所、農林漁業の別）を追加
- ・（関係書類）4 「居宅」の考え方を整理したことに伴い、別紙様式1－2を削除
- ・別紙様式1－2を、全部削除

### 別紙様式4

- ・4 農林漁業の別：農林漁家以外（地域内の農林漁家連携者の氏名、住所、農林漁業の別）を追加
- ・（関係書類）5 「居宅」の考え方を整理したことに伴い、別紙様式1－2を削除